



# 監査報告書

熊本市長

幸山 政史 様

監事 吉野元生   
監事 園田信代 

私達は、社会福祉法人第38条の規定に基づき、社会福祉法人仲間会の平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）における理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を行い、その結果を次の通り報告する。

## 1. 監査の方法の概要

- (1) 業務監査のため、理事及びその業務執行部門からの報告の聴取、理事会議事録等の重要書類の閲覧、その他必要と認めた方法を用いて理事の業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査のため、平成26年5月17日、理事長から提出された事業報告書、財産目録、貸貸対照表（決算附属明細表を含む）及び収支計算書について帳簿書類の閲覧表及び照合、理事ならびに関係部門からの報告の聴取、その他必要と認めた方法を用いて、決算書類の正確性を調査した。

## 2. 監査意見

- (1) 理事の業務執行は法令及び定款に従い、適法に行われており、指摘すべき不正の事実は無いと認める。
- (2) 事業報告書は事実であり、事業の経過その他本会の状況を正しく示していると認める。
- (3) 財産目録、貸貸対照表及び収支計算書は正確であり、法令及び定款に従い、本会の財産の状況及び収支の状況を正しく示しているものと認める。